

測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い

1 目的

県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）を対象とし、賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となった場合の取扱いを試行的に定めたもの。

2 定義

（1）スライド額

賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更額をいう。

（2）全体スライド

建設工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項に準じた業務委託料の変更に係る手続きをいう。

（3）インフレスライド

建設工事請負契約書第 25 条第 6 項に準じた業務委託料の変更に係る手続きをいう。

3 全体スライドの取扱い

（1）適用対象業務

ア 全体スライドの請求は、履行期間が 12 か月を超え、かつ（2）ウに定める残履行期間が（2）イに定める基準日から 2 か月以上であること。

イ 発注者又は受注者による全体スライドの適用対象業務の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

（2）請求日及び基準日等

ア 請求日は、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「全体スライド協議」という。）を請求した日とする。

イ 基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から起算して 14 日以内の範囲で定める。

ウ 残履行期間は、基準日以降の履行期間とする。

（3）全体スライド協議の請求

ア 発注者又は受注者からの全体スライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

イ 発注者又は受注者は、履行期間内で設計業務等委託契約締結の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるとき、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

ウ 発注者又は受注者は、イの請求があったときは、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

エ 業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

オ イの請求は、3(1)から3(4)の規定により業務委託料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合において、イの「設計業務等委託契約締結の日」とあるのは、「直前の3(3)に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

カ エの協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がイの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(4) 業務委託料の変更

ア スライド額は、変動前残業務委託料（業務委託料から基準日における履行済部分に相当する業務委託料を控除した額をいう。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相当する額をいう。）との差額のうち、変動前残業務委託料の1000分の15を超える額に限るものとし、その額を超えない場合には適用の対象としない。

イ 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相当する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)

ウ 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相当する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)

エ スライド額は、直接人件費（技術者単価）、材料費、機械経費、直接経費並びにこれらに伴う間接経費、間接原価及び諸経費、一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更は行わない。

（５）残業務量の算定

ア 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。

イ 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。

ウ 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。

エ 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。

オ 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

（６）物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

（７）変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

4 インフレスライドの取扱い

(1) 適用対象業務

- ア インフレスライドの請求は、(2)ウに定める残履行期間が(2)イに定める基準日から2か月以上であること。
- イ 発注者又は受注者によるインフレスライドの適用対象業務の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

(2) 請求日及び基準日等

- ア 請求日は、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「インフレスライド協議」という。）を請求した日とする。
- イ 基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から起算して14日以内の範囲で定める。
- ウ 残履行期間は、基準日以降の履行期間とする。

(3) インフレスライド協議の請求

- ア 発注者又は受注者からのインフレスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- イ 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、3(1)から3(4)の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- ウ 業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- エ ウの協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がイの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(4) 業務委託料の変更

- ア スライド額は、変動前残業務委託料（業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前残業務委託料の100分の1を超える額に限るものとし、その額を超えない場合には適用の対象としない。

イ 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額）

ウ 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額）

エ スライド額は、直接人件費（技術者単価）、材料費、機械経費、直接経費並びにこれらに伴う間接経費、間接原価及び諸経費、一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更は行わない。

(5) 残業務量の算定

ア 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。

イ 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。

ウ 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。

エ 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。

オ 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

(6) 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

(7) 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

附 則

この取扱いは、令和8年4月1日以降調達公告を行う測量等業務から適用する。